

平成29年6月15日

洞爺湖町議会平成29年6月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
報 告 第 4 号	平成28年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
議 案 第 2 号	洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議 案 第 3 号	財産の取得について（除雪ドーザ）
議 案 第 4 号	洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議 案 第 5 号	胆振支庁管内公平委員会規約の変更について
議 案 第 6 号	平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）
議 案 第 7 号	平成29年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 8 号	平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 9 号	平成29年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 10 号	平成29年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 11 号	平成29年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

報告第4号

平成28年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、別表第1「平成28年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり報告する。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

別表第 1

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源	
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 道 支 出 金	特 定 財 源 地 方 債	そ の 他		
			円	円	円	円	円	円	円	
2	総務費	1 総務管理費	公有財産購入事業	6,525,000	6,525,000					6,525,000
3	民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済 対策分）給付事業	40,500,000	4,770,000	4,770,000				
4	衛生費	4 清掃費	廃棄物収集運搬車輛整 備事業	17,420,000	17,420,000		16,500,000			920,000
6	農林水産業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業	7,920,000	7,920,000	5,920,000		2,000,000		
6	農林水産業費	1 農業費	被災農業者向け経営体 育成支援事業	6,484,000	4,229,000	4,229,000				
6	農林水産業費	1 農業費	伏見橋道管農道事業	73,395,000	53,717,000		53,700,000			17,000
8	土木費	5 都市計画費	3・4・7 海岸通整備 事業	188,588,000	55,000,000	34,177,000	16,500,000			4,323,000
10	教育費	4 社会教育費	高砂貝塚保存整備事業	51,569,000	1,122,000	499,000				623,000
15	災害復旧費	4 その他公共施設・公 用施設災害復旧費	花美館復旧事業	6,783,000	6,783,000		6,700,000			83,000
合 計			399,184,000	157,486,000		49,595,000	93,400,000	2,000,000		12,491,000

平成 29 年 5 月 31 日

洞爺湖町長 真屋 敏 春

議案第2号

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第3号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

- 1 取得する財産 14 t級除雪ドーザ
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 取得価格 15,552,000円
(うち消費税及び地方消費税の額1,152,000円)
- 5 取得先 苫小牧市新明町1丁目3-7
コマツ建機販売株式会社 北海道カンパニー苫小牧支店
支店長 三谷倫之

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

区 分	変更前(頁・行)	変更後(頁・行)	備 考																				
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	P18・1行 ・光ケーブル未整備地位の解消を図る。 18頁 <table border="1" data-bbox="398 568 1135 994"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考					P18・1行 ・光ケーブル未整備地位の解消を図る。 ・ <u>災害発生時の情報伝達手段を確保するため、防災拠点での公衆無線LAN環境の整備を図る。</u> 18頁 <table border="1" data-bbox="1173 568 1910 994"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設</td> <td>無線LAN環境整備事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9)道路整備機械等</td> <td>雪寒機械更新事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(6)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	無線LAN環境整備事業	町		(9)道路整備機械等	雪寒機械更新事業	町		本文の追加 事業名・事業内容・事業主体の追加 事業名・事業内容・事業主体の追加
事業名	事業内容	事業主体	備考																				
事業名	事業内容	事業主体	備考																				
(6)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	無線LAN環境整備事業	町																					
(9)道路整備機械等	雪寒機械更新事業	町																					

議案第5号

胆振支庁管内公平委員会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、胆振支庁管内公平委員会規約を次のとおり変更する。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

胆振支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約

胆振支庁管内公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成29年6月1日から適用する。

議案第6号

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,016,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		708,310	2,837	711,147
	2. 国庫補助金	454,568	2,137	456,705
	3. 委託金	3,026	700	3,726
15. 道支出金		263,379	△ 54	263,325
	2. 道補助金	75,319	△ 54	75,265
17. 寄附金		40,800	540	41,340
	1. 寄附金	40,800	540	41,340
18. 繰入金		193,950	△ 70,000	123,950
	1. 繰入金	193,950	△ 70,000	123,950
19. 繰越金		20,000	213,091	233,091
	1. 繰越金	20,000	213,091	233,091
20. 諸収入		63,733	3,283	67,016
	5. 雑収入	47,655	3,283	50,938
21. 町債		538,800	7,900	546,700
	1. 町債	538,800	7,900	546,700
歳入合計		6,859,190	157,597	7,016,787

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		289,228	83,118	372,346
	1. 総務管理費	269,712	83,118	352,830
3. 民生費		1,488,835	2,089	1,490,924
	5. 保育所費	118,769	2,089	120,858
4. 衛生費		468,064	5,298	473,362
	1. 保健衛生費	185,432	4,974	190,406
	2. 環境衛生費	17,401	324	17,725
6. 農林水産業費		632,788	139	632,927
	1. 農業費	583,597	139	583,736
7. 商工費		270,456	3,753	274,209
	2. 観光費	208,576	3,753	212,329
8. 土木費		792,999	9,699	802,698
	2. 道路橋梁費	251,247	0	251,247
	6. 住宅・建築費	51,161	9,699	60,860
10. 教育費		386,305	16,555	402,860
	1. 教育総務費	85,684	4,647	90,331
	2. 小学校費	52,169	4,186	56,355
	3. 中学校費	55,621	1,967	57,588
	4. 社会教育費	127,282	5,396	132,678
	5. 保健体育費	65,549	359	65,908
14. 予備費		19,570	36,946	56,516
	1. 予備費	19,128	36,946	56,074
歳出合計		6,859,190	157,597	7,016,787

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	7,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第7号

平成29年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,645,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第8号

平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 予備費		1,501	7,446	8,947
	1. 予備費	1,501	7,446	8,947
歳出	合計	665,728	7,446	673,174

議案第9号

平成29年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,097,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 予備費		1,389	24,035	25,424
	1. 予備費	1,389	24,035	25,424
歳出合計		1,073,571	24,035	1,097,606

議案第10号

平成29年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		1	327	328
	1. 繰越金	1	327	328
歳入合計		106,793	327	107,120

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 予備費		1,241	327	1,568
	1. 予備費	1,241	327	1,568
歳出合計		106,793	327	107,120

議案第11号

平成29年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療金 広域連合納付金		154,514	4,633	159,147
	1. 後期高齢者医療金 広域連合納付金	154,514	4,633	159,147
4. 予備費		229	1,630	1,859
	1. 予備費	229	1,630	1,859
歳出合計		159,706	6,263	165,969